

豊中市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣 旨)

第1条

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、及び第7条の2に掲げる第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整）の目的で行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の許可に係る事務の取扱いについては、法、同法施行規則、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例及び法第4条の規定に基づき大阪府が定める大阪府鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）の規定によるもののほか、この要領による。

(基本的考え方)

第2条

有害鳥獣捕獲の許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じている、又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策ができず、又は防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣（シカ・イノシシ）、外来鳥獣（アライグマ等）については、この限りではない。

(許可申請等)

第3条

1 許可申請者

有害鳥獣捕獲の許可申請は、野生鳥獣により被害を受けた者（以下「被害者」という。）又は被害を受けた者から依頼された者（以下「被依頼者」という。）が行う。

なお、許可申請者のうち、国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会）は、その者の監督の下に有害鳥獣捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を申請することができる。

数の調整目的である場合は、当該許可対象者の要件は適用されず、直接被害を受けていない個人又は法人であっても許可対象者となる。

2 許可申請手続

有害鳥獣捕獲の許可申請者は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出する。

- (1) 複数の者で許可申請を行う場合は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（様式第2号）
- (2) 従事者証の交付を受けようとする場合は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿（様式第2号）
- (3) 許可申請者が被依頼者の場合、被害者からの有害鳥獣捕獲依頼書（様式第3号）
- (4) 有害鳥獣捕獲申請に係る被害状況調査書（様式第4号）
- (5) 捕獲実施計画書（様式第5号）
- (6) 捕獲実施区域図（市町村管内図等を用いて、被害地及び捕獲実施区域がわかるようにすること。また、わなを用いて捕獲する場合は、わなの設置位置を図示すること。）
- (7) 被害写真等その他市長が特に必要と認める書類

ただし、生活環境に係る被害防止のため、被害者が小型の箱わな又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、イタチ、カラス、カワラバト（ドバト）等の鳥獣の許可を申請する場合は、(4)、(5)、(6)を省略することができる。

(許可基準)

第4条

市長は、次に掲げる項目及び別途定める審査基準により申請書等を審査し、適当と認められたときは、許可証（様式第6号）又は従事者証（様式第7号）（以下「許可証等」という。）を

交付する。

なお、市長は、許可に際して条件を付することができるとともに、必要と認める場合には助言、勧告等の指導を行うことができる。

- 1 被許可者又は従事者（以下「被許可者等」という。）
- 2 被許可者等の数
- 3 捕獲対象鳥獣等
- 4 捕獲期間
- 5 捕獲方法
- 6 捕獲区域
- 7 その他留意事項

（許可の取り消し）

第5条

市長は、捕獲等の許可を受けた者又は従事者が、法の規定に違反するなど適当でないと認められる場合には、許可を取り消すことができる。

（許可証等の返納）

第6条

許可証等の交付を受けた者は、許可の有効期間が満了したときは、許可証等の報告欄に必要な事項を記入のうえ、期間満了後30日以内に許可証等を市長に返納する。

（報告の徴収）

第7条

市長は、有害鳥獣捕獲の適正な執行を確保し鳥獣の保護及び管理を図るため、有害鳥獣捕獲の許可を受けた者から、捕獲等個体の種毎に性別や捕獲地点等必要な事項について、報告（様式第8号）を求めることができる。

（許可証等の再交付）

第8条

- 1 許可証等の交付を受けた者が、これを亡失又は滅失したときは、市長に申請（様式第9号）を行い、再交付を受けることができる。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、その住所又は氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、2週間以内に市長に届け出（様式第9号）をしなければならない。
- 3 許可証等の交付を受けた者は、これを亡失したときは、遅滞なく市長に届け出（様式第9号）をしなければならない。ただし、再交付の申請をした場合は、この限りでない。

（その他）

第9条

この要領によりがたい場合は、その都度所轄警察署長及び大阪府北部農と緑の総合事務所長と協議するものとする。

附 則

- この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成22年 3月 5日から施行する。
この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成25年 9月15日から施行する。
この要領は、平成27年 5月29日から施行する。
この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。
この要領は、令和 5年 6月 1日から施行する。

豊中市鳥獣捕獲許可に係る審査基準

I 有害鳥獣の捕獲を目的とする場合

1. 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じている、又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策ができない、又は防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣（シカ・イノシシ）、外来鳥獣（アライグマ等）については、この限りではない。

2. 許可基準

有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由がない限り、次の基準による。

ア 許可対象者

有害鳥獣捕獲の許可申請は、野生鳥獣により被害を受けた者（以下「被害者」という。）又は被害を受けた者から依頼された者（以下「被依頼者」という。）が行う。

なお、許可申請者のうち、国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会）は、その者の監督の下に有害鳥獣捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）を置くことができる。

イ 被許可者又は従事者（以下「被許可者等」という）

被許可者等は、原則として網猟免許又はわな猟免許を所持し、捕獲した個体の適切な処分ができる者とする。

ただし、次の(a)から(e)の場合を除く。

- (a) 生活環境被害の防止のため、被害者又は被依頼者が小型の箱わな若しくはつき網を用いて、又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、イタチ、カラス、カワラバト（ドバト）等の鳥獣を捕獲する場合。
- (b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。
- (c) 被害を防止する目的で巣の撤去等に伴って、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を捕獲等する場合又は卵を採取等する場合。
- (d) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。
- (e) 法人に対する許可であって、以下の i から iv の条件を全て満たす場合。
 - i 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - ii 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - iii 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - iv 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

なお、ニホンジカやイノシシ等大型獣の許可は、原則、次の(1)から(3)までの条件を満たすものとする。

- (1) 豊中市に居住し、必要に応じ出動できる者。
- (2) 当該年度又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する大阪府の狩猟者登録を受けかつ現に有効な当該狩猟免許を有する者で、(社)大阪府猟友会支部長が見識及び経験年数等を考慮して推薦した者。
- (3) 前2号により従事者を確保できない場合は、これに準ずるもので(社)大阪府猟友会長から推薦を受けた者。

ウ 被許可者等の数

被許可者等の数は、捕獲の目的を達成するために必要な最小限の人員とする。

エ 捕獲許可対象鳥獣等

- (1) 有害鳥獣捕獲の対象となる種は、現に被害を発生させる種又はそのおそれのある種で、次に定めるものとする。

対象狩猟鳥獣（４６種類）、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、イタチ（メス）

対象狩猟鳥獣

鳥類（２６種類）

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タンギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類（２０種類）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（オス）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

- (2) 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

- (3) 次表左欄に掲げる鳥獣の捕獲数は、原則として右欄に掲げる数を捕獲許可１回あたりの上限とし、その他の鳥獣については、別途大阪府知事と協議するものとする。

なお、大阪府が法第７条の２第１項の規定により定めた第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）において第二種特定鳥獣とされている鳥獣については、当該計画に基づき別に定める。

種名	頭羽数
スズメ（網での捕獲）	3,000羽
ムクドリ	1,000羽
カワラバト（ドバト）	1,000羽
ヒヨドリ	200羽
ガラス	200羽
キジバト	200羽
ノウサギ	200羽
イタチ・シベリアイタチ	10頭

オ 捕獲期間

- (1) 捕獲期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等を実施することができる時期で、地域の実情に応じた捕獲等を無理なく完遂できる必要最小限かつ適切な期間とし、わな、網等の法定猟具を使用する場合は３ヶ月、小型の箱わなを使用する場合は６ヶ月を限度とする。

- (2) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。

- (3) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。

- (4) 上記(1)～(3)にかかわらず、第二種特定鳥獣管理計画の対象となっている鳥獣の捕獲期間は、年間を通して許可できるものとする。

カ 捕獲方法

- (1) 捕獲の方法は、過去の捕獲実績や現地の実情を考慮して、鳥獣の種に応じた適正な猟具を使用するものであること。

- (2) 法第３６条で禁止されている猟具、猟法を用いることは認めない。

- (3) 銃による捕獲は禁止とする。ただし、緊急の必要がある場合及び法第9条第1項の許可を受けた場合においては、この限りでない。

キ 捕獲区域

捕獲等を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害の発生地域及びその隣接地等を対象とする必要最小限の範囲とする。

ク その他留意事項

- (1) 市長は、有害鳥獣捕獲の許可の内容について、大阪府北部農と緑の総合事務所長及び所轄警察署長に通知（生活環境被害の防止のため、被害者又は被依頼者が小型の箱わな若しくはつき網を用いて、又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、イタチ、カラス、カワラバト（ドバト）等の鳥獣を捕獲する場合を除く。）する。
- (2) 市長は、錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知する。
- (3) 市長は、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- (4) 市長は、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては常に所轄警察署や捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。
- (5) 捕獲等の許可を受けた者は、わな、網等を使用する場合は、猟具ごとに捕獲許可を受けた者の住所、氏名、許可番号、捕獲期間及び捕獲許可鳥獣名を明記した標識を装着するとともに、注意喚起のための看板設置や、定期的な巡視等を行い、猟具の適正な管理に努める。また、捕獲期間が満了したときは、直ちに猟具の撤去を行う。
- (6) 捕獲等の許可を得ようとする者は、万一の事故に備え、緊急時の連絡体制及び出動体制を関係機関と協議するなどにより整備するとともに、被害者への賠償が可能となるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第67条各号に掲げる損害保険契約等のうちいずれかに加入等をする。（小型の箱わな若しくはつき網を用いて、又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、イタチ、カラス、カワラバト（ドバト）等の鳥獣を捕獲する場合を除く。）
- (7) 捕獲等の許可を受けた者は、捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しない。
- (8) 捕獲等の許可を受けた者は、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で行う。

II 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等の場合

1. 方針

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等の許可は、以下の許可基準による他、同計画が適性に達成されるよう行う。

2. 許可基準

ア 許可対象者及び被許可者等

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

なお、I 2イ(b)の場合（農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く）において捕獲する場合であって、

1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。)は、Ⅱの目的による捕獲許可の対象者としなない。

イ 鳥獣の種及び員数

捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成のために適切かつ合理的な頭羽数であること。

ウ 期間

1年以内で目的の達成のために必要な期間とする。

エ 方法

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

オ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため必要かつ適切な区域とする。